

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-2
処分の種類	土壤汚染状況調査の実施が猶予されている土地に対する土壤汚染状況調査命令			
根拠法令条例等・条項	土壤汚染対策法第3条第8項			
処分の概要	<p>法第3条第1項に規定するただし書きの確認を行った土地について、第3条第7項の規定による形質の変更を行う旨の届出が提出された場合には、土地所有者等に土壤汚染状況調査を命じる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・土壤汚染対策法 第3条第7項 第1項ただし書きの確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>第3条第8項 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。</p>			
基準の制定根拠	-			